

<約款変更の内容>

新生・UTI インドインフラ関連株式ファンドの約款変更 新旧対照表

新	旧
<p>運用の基本方針 2. 運用方法 (3) 投資制限</p> <p style="text-align: center;"><前略></p> <p>⑤ 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。</p> <p><u>⑥ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、投資信託財産の純資産総額の10%以内とします。</u></p> <p><u>⑦ 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対するエクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、35%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。</u></p> <p><u>第16条の2（信用リスク集中回避のための投資制限）</u></p> <p><u>① 同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、投資信託財産の純資産総額の10%以内とします。</u></p> <p><u>② 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対するエクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、35%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。</u></p> <p>第40条（信託契約の解約）</p> <p style="text-align: center;"><前略></p> <p>④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。</p> <p style="text-align: center;"><後略></p> <p>第45条（信託約款の変更等）</p> <p style="text-align: center;"><前略></p> <p>② 委託者は、前項の事項(前項の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に)限ります。以下、併合(ただし、受益者の利益に及</p>	<p>運用の基本方針 2. 運用方法 (3) 投資制限</p> <p style="text-align: center;"><前略></p> <p>⑤ 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。</p> <p>第16条の2（信用リスク集中回避のための投資制限）<新設></p> <p>第40条（信託契約の解約）</p> <p style="text-align: center;"><前略></p> <p>④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であつて、<u>当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行</u>います。</p> <p style="text-align: center;"><後略></p> <p>第45条（信託約款の変更等）</p> <p style="text-align: center;"><前略></p> <p>② 委託者は、前項の事項(前項の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に)限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款</p>

ぼす影響が軽微なものとして投資信託及び投資法人に関する法律施行規則で定める併合を除きます。)と合わせて「重大な約款の変更等」といひます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

<中略>

④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ひます。

<後略>

第46条 (反対者の買取請求権) <削除>

第48条の2 (運用報告書に記載すべき事項の提供)

委託者は、投資信託および投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的な方法により受益者に提供します。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があつた場合には、これを交付するものとします。

の変更等」といひます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

<中略>

④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であつて、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ひます。

<後略>

第46条 (反対者の買取請求権)

第40条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託者に対し、自己の有する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、第40条第2項または前条第2項に規定する書面に付記します。

第48条の2 (運用報告書に記載すべき事項の提供) <新設>